



秋厚労ニュース

NO1796号

2017年10月12日
秋田県厚生連労働組合
秋田市山王5-4-2
TEL 018(864)3341
FAX 018(864)3349

秋闘要求を提出

要求書

- 【働く人手を増やすことに関する要求】
 - 当年度要員計画達成のための経過と今後の見通しを示すこと
- 【医療職Ⅱの採用試験に関する要求】
 - 医療職Ⅱの採用試験・面接をともに1日で終える日程とするなど、受験者の負担を軽減する方策を講じること
- 【年間手当に関する要求】
 - 秋厚労2017年4月4日付「年間手当要求」に基づいて、年末手当（本俸+調整手当+家族手当+世帯支援助手当）を2.5ヶ月（支給日及び基準日12月15日）、年度末手当を0.5ヶ月（支給日3月15日、基準日3月31日）とすること
- 【58歳以上の不利益の改善に関する要求】
 - 満58歳以上の職員に関して、一時金を現行の8割支給から10割支給へ改善すること
- 【子育て世代の支援に関する要求】
 - 未就学児・就学中の満22歳以下の子を扶養している場合、1人につき月5,000円を支給する制度を新設すること
- 【長時間労働の改善に関する要求】
 - 平成29年1月20日付で厚生労働省が策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づいて、下記の事柄についてどのように対応するのか示すこと
 - ・制服への着替え ・業務後の後始末や掃除 ・参加が義務づけられている委員会、研修会、看護研究、学習会 ・待機時間 ・病院行事 ・学生指導
- 【病棟夜勤と救急当直の改善に関する要求】
 - 1人の職員が病棟夜勤と救急当直を行う場合、救急当直1回を病棟夜勤2日分と換算し、あわせて1ヶ月に夜勤8日分を上回らないようにすること
- 【年次有給休暇に関する要求】
 - 有給休暇を取りやすい環境を整備すること
- 【転勤と初任地に関する要求】
 - 転勤をさせる場合には、対象者と職場長に対して、転勤の理由と期限を明示すること
 - 転勤をさせる場合には、最低でも1ヶ月前までに内示を出すこと
 - 初任地が本人の第1希望から第3希望までの病院と異なっており、その後、本人からの希望で第1希望から第3希望までの病院へ異動させる場合、その転勤を「会都合」として扱うこと
- 【調理現場の臨時職員の正職員化に関する要求】
 - 栄養科の調理現場においては、正職員と同等の業務を3年以上遂行し、本人が希望する臨時職員について、正職員になることができる道すじ（採用試験を含む）を確立すること
- 【臨時職員の手当などに関する要求】
 - 再雇用職員も含む臨時職員の通勤手当について、正職員と同額を支給すること
 - 再雇用職員も含む臨時職員について、正職員と同様に夏期休暇、盆休み、正月休みと忌引きなどの特別休暇を有給の休暇として与えること
 - 臨時職員の時給を上げること
- 【委託・派遣・外注に関する要求】
 - 治療の要である「食」を担う栄養科、および病院の危機管理の中核である中央監視室について、委託・派遣・外注化構想を断念すること

去る10月7日（土）、第1回秋厚労中央委員会に、21名が参加し、秋闘要求を決定。10日（火）に要求書を経営者に提出しました。

内外の人が働きたいと思っような職場を

中央委員会では、厚労省が労働時間のガイドラインを策定したこともあって、「労働時間の管理」に関する要求について多くの時間を費やしました。
2017年春闘で、「着替え」「業務後の後始末や掃

除」「参加が義務づけられている委員会、研修会、看護研究、学習会」などは「労働時間である」ことを経営者と確認したばかりです。
この間、一部の職場では

まだ出勤簿にウソ

「出勤簿にウソの時刻や理由を記入」など、労働時間の管理の問題が浮き彫りになっています。
参加者からは、「病院行事や学生指導はどうなのか」「グレーゾーンを確認したい」の意見が出されました。

秋闘に関する日程

ストライキ権批准投票

10月27日（金）

～11月2日（木）

回答指定日

11月8日（水）